

平成31年10月1日からの消費税軽減税率制度の実施に伴い、実務的に大きく関係する部分について数回に分けてご紹介します。今回は、平成35年10月1日からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に関連する部分をご紹介します。

軽減税率とインボイス制度

軽減税率制度：平成31年10月1日からの消費税率10%への引き上げとともに、飲食料品や新聞等を対象として消費税の軽減税率（8%）を適用するという制度。

インボイス制度：適格請求書等の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度。（適格請求書等保存方式）平成35年10月1日より導入予定。

※適格請求書を発行するためには税務署への申請が必要になります。詳細は次回紹介します。

この2つの制度により、請求書の必要記載事項等が追加されました。

請求書記載事項

まず、軽減税率制度実施に伴い、標準税率（10%）、軽減税率（8%）の把握のため、現行請求書記載事項の他に、平成31年10月1日より追加事項の記載が義務付けられることになりました。これを区分記載請求書等保存方式といいます。

【追加事項】

- ①軽減税率の対象品目である旨
- ②税率ごとに合計した対価の額

また、これはインボイス制度導入のための経過措置となっており、導入後は適格請求書等保存方式となり、請求書記載内容についても、上記①、②の事項の他に、更に③事業者番号、④税率ごとの消費税額の記載が必要となります。

	H31年9月30日まで	H31年10月1日～H35年9月30日	H35年10月1日～
	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
発行者の氏名又は名称	○	○	○
取引年月日	○	○	○
取引内容	○	○	○
取引金額	○	○	○
交付を受ける者の氏名又は名称	○	○	○
軽減税率の対象品目である旨	-	○	○
税率ごとに合計した対価の額	-	○	○
事業者番号	-	-	○
税率ごとの消費税額	-	-	○